

関東信越税理士会 熊谷支部4月例会次第

日時 平成25年4月8日(月)
午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|--------------|--------------|---|------------|
| (1) 3月29日(金) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 3月29日(金) | 確申期慰労会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 4月1日(月) | 正副支部長・署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (4) 4月1日(月) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |
| (5) 4月4日(木) | 本会理事会・支部長会 | 於 | パレスホテル大宮 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 支部例会・署との協議会
日時 4月8日(月)午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 県連常務理事会・理事会・税理士による上田清司後援会総会
日時 4月8日(月)午後2時00分～
場所 ラフレさいたま
- (3) 司法書士会熊谷支部定時総会懇親会
日時 4月19日(金)午後6時00分～
場所 マロウドイン熊谷
- (4) 正副支部長・署との協議会
日時 4月25日(木)午後4時00分～
場所 熊谷税務署
- (5) 正副支部長・地域長会議
日時 4月25日(木)午後4時45分～
場所 支部事務局
- (6) 例会・署との協議会
日時 5月7日(火)午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (7) 支部監事会
日時 5月7日(火)午後2時00分～
場所 支部事務局
- (8) 支部予算編成会議
日時 5月7日(火)午後3時30分～
場所 支部事務局
- (9) 支部理事会
日時 5月9日(木)午後3時30分～5時00分
場所 日本政策金融公庫
- (10) 顧問相談役会
日時 5月9日(木)午後5時10分～
場所 いづみ寿司
- (11) 理事会・顧問相談役会懇親会
日時 5月9日(木)午後5時30分～
場所 いづみ寿司
- (12) 例会・署との協議会
日時 6月13日(木)午後1時20分から
場所 ホテルガーデンパレス
- (13) 第33回定期総会
日時 6月13日(木)午後3時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

転入

北原理恵 (平成25年4月1日 東京税理士会より転入・総務部・女性部所属)
〒360-0825 熊谷市月見町1-87
TEL 090-8306-7599

退会

茂木信次 (平成25年3月31日 業務廃止)
三村二郎 (平成25年4月1日 業務廃止)

異動

高橋幸一 (平成25年4月1日 変更登録)
〒366-0027 深谷市天神町2-50
TEL 572-3489 FAX 573-1345
高橋信雄 (平成25年4月1日 変更登録)
〒366-0027 深谷市天神町2-50 高橋幸一税理士事務所
TEL 572-3489 FAX 573-1345

6. 次回例会予定

日時 5月7日(月) 午前9時30分～ 署との協議会・支部例会・地域例会
場所 ホテルガーデンパレス
バス 午前9時10分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

7. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

*今後の例会日日程を掲載しました。

6月例会	6月13日(木)午後1時20分～
6月総会	6月13日(木)午後3時30分～
8月例会	8月7日(水)午後3時50分～
9月例会	9月9日(月)午前9時30分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

関東信越税理士会熊谷支部役員名簿

平成25年4月1日現在

役職名	氏名	分掌	住所	TEL
支部長	渡辺 実	登録調査委員	360-0042 熊谷市本町 2-136	5 2 1 - 5 3 5 1
副支部長	栴沢邦夫	網紀・税対・女性・南部	360-0026 熊谷市久下 3-198	5 2 8 - 0 1 3 6
	橋本泰久	情報・公益・電子・北部	360-0018 熊谷市中央 1-206	5 8 0 - 3 8 4 0
	小野博行	経理・会報・調査・東部	360-0026 熊谷市久下 4-58	5 2 5 - 9 7 5 5
	中村敏行	制度・深谷 (県連常務理事)	366-0822 深谷市仲町 7-21	5 7 2 - 4 5 6 4
	小島周二	業務・福祉・西部・((国)国保長)	360-0853 熊谷市玉井 2132-13	5 3 3 - 2 8 4 7
	曾根和也	研修・広報・租推・大里・中央	360-0041 熊谷市宮町 2-132	5 2 3 - 9 8 1 4
	寺山智久	総務部長・青年	366-0042 深谷市東方町 2-25-7	5 7 1 - 2 8 2 1
理事	本塚雄一郎	本会常務理事・県連常務理事	360-0815 熊谷市本石 1-63	5 2 2 - 1 8 5 7
	木本英男	本会理事・県連理事	360-0018 熊谷市中央 3-108	5 2 5 - 7 1 8 8
	萩原直幸	県連理事	360-0018 熊谷市中央 1-77	5 2 1 - 0 4 3 7
	福島泰彦	業務部長・西部地区委員長	360-0847 熊谷市籠原南 1-113-3	5 8 0 - 6 4 7 1
	木本純二	経理部長	360-0018 熊谷市中央 3-108	5 2 5 - 7 1 8 8
	石澤利一	網紀監察部長	360-0853 熊谷市玉井 1-36	5 3 3 - 7 7 5 0
	水野敦史	会報部長	360-0111 熊谷市押切 2562-3	5 3 6 - 5 6 5 8
	堀越雄司	制度部長	360-0203 熊谷市弥藤吾 48	5 8 8 - 1 2 2 9
	中野敦夫	税務支援対策部長	366-0824 深谷市西島町 2-13-11	5 7 1 - 2 3 3 2
	森田正男	調査研究部長	360-0032 熊谷市銀座 3-114	5 2 9 - 7 5 8 5
	清水茂昭	研修部長	360-0012 熊谷市上之 3108-5	5 2 3 - 3 3 0 0
	長谷部好一	広報部長・((協)熊谷副地域長)	360-0816 熊谷市石原 1262-6	5 2 5 - 3 8 4 3
	前島義徳	青年部長	360-0001 熊谷市上中条 1017	5 2 3 - 6 4 3 6
	山本文子	女性部長	369-1211 寄居町大字赤浜 773-1	5 8 2 - 3 1 1 5
	土屋政信	情報システム部長	366-0823 深谷市本住町 10-6	5 7 1 - 1 1 7 3
	小林賢一郎	福祉共済部長・大里地区委員長	369-0201 深谷市岡 2596	5 8 5 - 2 5 2 7
	原 靖	公益活動対策部長	360-0035 熊谷市河原町 2-212	5 2 7 - 3 2 7 6
	高岡 洋	租税教育推進部長	366-0801 深谷市上野台 3380-5	5 7 1 - 8 9 8 1
	増田俊樹	電子申告推進特別委員長	360-0032 熊谷市銀座 3-114	5 2 9 - 7 5 8 5
	林 正浩	会報副部長	360-0122 熊谷市小泉 863-2	5 3 6 - 4 9 8 2
	村田克也	東部地区委員長	360-0012 熊谷市上之 714-2	5 0 1 - 5 0 0 1
	大久保秀彦	南部地区委員長	369-0101 熊谷市津田 1188	0493-39-0555
	吉田貴之	北部地区委員長	360-0014 熊谷市箱田 2-2-8	5 2 1 - 0 3 3 4
	野本年信	中央地区委員長	360-0815 熊谷市本石 2-13	5 7 7 - 8 0 5 3
	小暮隆史	深谷地区委員長	366-0001 深谷市中瀬 112	5 8 7 - 2 4 1 6
	天笠裕司	((協)熊谷地域長)	360-0037 熊谷市筑波 3-67	5 2 4 - 0 2 9 6
	高橋勤二		360-0012 熊谷市上之 2068	5 2 5 - 3 5 0 0
	大久保匡志		366-0026 深谷市稻荷町 2-14-5	5 9 8 - 3 5 2 2
	中村尚和		360-0024 熊谷市間屋町 2-4-18	5 2 8 - 2 1 9 0
	吉留良平		360-0816 熊谷市石原 1-78	5 2 2 - 1 4 0 2
監事	櫻井則彦		360-0012 熊谷市上之 1307-2	5 2 5 - 0 8 0 4
	竹村宗一		360-0856 熊谷市別府 5-41	5 3 3 - 5 6 5 9

会員の皆さんへ

◆限定出版につき申込み期日を厳守！
(予約申込期日平成25年6月14日(金)迄)

関東信越国税局管内

平成
25年
分

財産評価基準書

路 線 価 図

財産評価基準書

評 価 倍 率 表

財産評価基準書（路線価図及び評価倍率表）の平成25年分が、関東信越国税局管内を39分冊に区分し、前年同様予約発売することになりました。その主な内容は下記のとおりです。

- 路線価図の前面に公示価格及び基準価格の一覧表がついています。
- 各税務署別路線価図の冒頭に町丁名索引表がついています。
- 地区区分、借地権割合及び公示番号が表示されています。
- 各分冊の表紙に税務署名及び収録されている市・町・村名が表示されています。
- 会員の販売価格は定価の一割引です。
- 納本は8月を予定しています。
- 発行所は大蔵財務協会です。

申 込 方 法

- ★右申込み書にご記入のうえ所属地域（支部）へご提出下さい。
- ★申込み期限後の追加注文及び変更はおことわりします。

発売元 関東信越税理士協同組合連合会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14F TEL (048) 650-0333

発行所 一般財団法人 大蔵財務協会

〒102-8335 東京都千代田区三番町30-2 ☎(03) 3265-4141(代) FAX (03) 3264-0524

申 込 書

〈平成25年分〉

〔路線価図
評価倍率表〕

路線価図	NO.	分 冊 区 分	定価(税込)	申込部数	路線価図	NO.	分 冊 区 分	定価(税込)	申込部数
		1	茨城県(水戸・潮来)	9,100円				21	埼玉県(上尾)
	2	茨城県(日立・太田)	11,300円			22	埼玉県(越谷)	6,900円	
	3	茨城県(土浦)	10,200円			23	埼玉県(朝霞)	5,300円	
	4	茨城県(古河・下館)	7,200円			24	新潟県(新潟)	10,900円	
	5	茨城県(竜ヶ崎)	8,200円			25	新潟県(長岡)	6,100円	
	6	栃木県(宇都宮)	7,700円			26	新潟県(三条・巻)	6,100円	
	7	栃木県(足利・佐野)	7,400円			27	新潟県(柏崎・小千谷・十日町・糸魚川・高田)	10,200円	
	8	栃木県(栃木)	7,300円			28	新潟県(新発田・新津・村上・佐渡)	7,600円	
	9	栃木県(鹿沼・真岡・大田原・氏家)	10,000円			29	長野県(長野・信濃中野)	9,000円	
	10	群馬県(前橋・桐生・伊勢崎)	7,300円			30	長野県(松本・大町)	7,000円	
	11	群馬県(高崎)	8,100円			31	長野県(上田・佐久)	7,300円	
	12	群馬県(沼田・藤岡・富岡・中之条)	4,500円			32	長野県(飯田・諏訪・木曾・伊那)	10,400円	
	13	群馬県(館林)	8,300円			33	茨城県全域	3,600円	
	14	埼玉県(川越)	9,300円			34	栃木県全域	2,400円	
	15	埼玉県(熊谷・行田)	8,400円			35	群馬県全域	2,500円	
	16	埼玉県(川口・西川口)	8,900円			36	埼玉県(川越・川口・西川口・浦和・大宮・所沢・春日部・上尾・越谷・朝霞)	3,300円	
	17	埼玉県(浦和・大宮)	9,500円			37	埼玉県(熊谷・行田・秩父・本庄・東松山)	3,000円	
	18	埼玉県(秩父・本庄・東松山)	5,900円			38	新潟県全域	3,500円	
	19	埼玉県(所沢)	8,100円			39	長野県全域	2,700円	
	20	埼玉県(春日部)	9,400円			合 計			

※会員(税理士)斡旋価格 [定価(税込) × 0.9]

所属地域(支部)

班名

事務所所在地

氏名

電話番号

「社会保障・税番号制度」について

平成 24 年 2 月 14 日に国会に提出された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」等いわゆるマイナンバー関連 3 法案は、平成 24 年 11 月 16 日、衆議院解散により廃案になった。

平成 25 年 3 月 1 日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」等番号関連 4 法案が、国会に提出され現在国会で審議中で、今通常国会で成立の見込みである。

(目的)

番号制度はその導入により、国民が、①公平・公正さを実感し、②負担が軽減され、③利便性が向上し、④権利がより確実に守られるような社会の実現をめざすとしている。

(基本理念)

個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、社会保障、税、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行う。

(しくみ)

番号制度を活用した新たな社会的基盤の構築のためには、以下の 3 つのしくみを必要とする。

1. 付番

最新の住所情報と関連付け、国民一人ひとりに唯一無二※となる個人番号を新たに付与するしくみ

※一人にひとつずつであり、他の人との重複もないこと

2. 情報連携

複数の機関が管理する情報と、新たに交付される個人番号との関連付けを行った上で、情報提供ネットワークシステムを利用して相互に情報を安全に活用するためのしくみ

3. 本人確認

個人が個人番号を利用する際に、その利用者が間違いなく本人であることを証明するための本人確認（公的個人認証サービス等）のしくみ

(番号の付番)

1. 個人について

住民票を有する全員に対し付番を行い、個人番号等が記載された「通知カード」を送付し、個人番号の通知を行う。個人番号の通知を受けた者は、通知カードと引き換えに顔写真付きの個人番号カードの交付を受ける。そして最新の基本 4 情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連付けをする。

2. 法人について

すべての法人に対し、国税庁長官は法人番号を指定、通知をする。そして法人等の名称、所在地等と併せて法人番号を原則公表する。

(個人番号の主な利用範囲)

1. 社会保障分野

- ①年金分野 ⇒ 年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。
- ②労働分野 ⇒ 雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。
- ③福祉・医療・その他分野 ⇒ 医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

2. 税分野 ⇒ 国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

3. 災害対策分野 ⇒ 被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

(安心・安全の確保)

1. 制度上の保護措置

- ・この法律の規定によるものを除き、特定個人情報（個人番号付きの個人情報）の収集・保管、提供、特定個人情報ファイルの作成を禁止
- ・特定個人情報へのアクセス記録を個人自らマイ・ポータル（国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み）で確認
- ・第三者機関（特定個人情報保護委員会）による監督・監視
- ・システム上、情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施
- ・罰則の強化

等

2. システム上の安全措置

- ・個人情報の分散管理
- ・個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携
- ・アクセス制御によりアクセスできる人を制限・管理
- ・個人情報及び通信の暗号化を実施
- ・公的個人認証の活用

等

(今後のスケジュール)

2013年	第183回通常国会において法案成立予定
2014年	特定個人情報保護委員会を設置
2015年中	個人番号を通知
2016年1月以降	個人番号カードの交付 社会保障、税、災害対策の各分野において順次、個人番号の利用開始
2017年1月以降	情報提供ネットワークシステム、マイ・ポータルの運用開始。2017年7月を目途に、地方公共団体との連携についても開始



この法律の施行後3年を目途として、個人番号の利用範囲の拡大について検討を加え、必要と認めるときは、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。

社会保障・税番号制度の概要

～行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案～

基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、社会保障、税、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行う。

個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等により変更可。甲長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- 個人番号の利用範囲を法律に規定。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び災害対策等に係る事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人、受託者を含む。）が事務処理上必要な範囲での利用に限定。
- 番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めるとは禁止。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要。

個人番号カード

- 市町村長は、顔写真付きの個人番号カードを交付。
- 政令で定めるものが安全基準に従って、ICチップの空き領域を本人確認のために利用。（民間事業者については、当分の間、政令で定めのないものとする。）

個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（個人番号付きの個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止。
- 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等は情報提供ネットワークシステムでの提供など番号法に規定するものに限り可能。
- 民間事業者は情報提供ネットワークシステムを使用できない。
- 情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いないなど、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイ・ポータル）の提供、特定個人情報保護評価の実施、特定個人情報保護委員会の設置、罰則の強化など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知。法人番号は原則公表。民間での自由な利用も可。

検討等

- 法施行後3年を目途として、個人番号の利用範囲の拡大について検討を加え、必要と認めるときは、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。
- 法施行後1年を目途として、特定個人情報保護委員会の権限の拡大等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

個人番号の主な利用範囲

⇒ 社会保障、税、災害対策分野等の事務で利用

⇒ 年金の資格取得・確認、給付を受け取る際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務

⇒ 雇用保険等の資格取得・確認、給付を受け取る際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務

⇒ 医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等
低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務

⇒ 国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

⇒ 被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

年金分野

労働分野

福祉・医療・その他分野

社会保障分野

税分野

災害対策
分野

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案の概要

行政手続を処理する者が個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能により異なる分野に属する情報を利用並びに他の行政事務を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認するなどの情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間に於ける迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、国民が手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関個人情報保護法等の特例を定めるもの。

I. 総則

目的、定義、基本理念、責務等(1条～6条)

II. 個人番号

指定・通知・変更、番号の生成(7条、8条)
利用範囲(9条)
再委託、委託先の監督(10条、11条)
個人番号利用事務実施者等の責務(12条、13条)
提供の要求(14条)
提供の求めの制限(15条)
本人確認の措置(16条)

III. 個人番号カード

個人番号カードの交付、利用(17条、18条)

V. 特定個人情報の保護

1. 特定個人情報保護評価

特定個人情報ファイルを保有しようとする者
に対する指針(26条)
特定個人情報保護評価(27条)
特定個人情報ファイルの作成の制限(28条)

2. 行政機関個人情報保護法等の特例等

行政機関個人情報保護法等の特例(29条)
情報提供等の記録についての特例(30条)
地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護(31条)
個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者が
保有する特定個人情報の保護(32条～35条)

VI. 特定個人情報保護委員会

1. 組織

委員会の設置、任務、所掌事務、職権行使の独立性、
組織等(36条～40条)
委員長及び委員の任期等、身分保障、罷免(41条～43条)
委員長(44条)、会議(45条)、事務局(46条)
政治運動等の禁止(47条)
秘密保持義務(48条)、給与(49条)

2. 業務

指導及び助言(50条)、勧告及び命令(51条)
報告及び立入検査(52条)
適用除外(53条)
措置の要求(54条)
内閣総理大臣に対する意見の申出(55条)
国会に対する報告(56条)

3. 雑則

規則の制定(57条)

VII. 法人番号

通知等(58条)
情報の提供の求め(59条)
資料の提供(60条)
正確性の確保(61条)

VIII. 雑則

指定都市の特例(62条)
事務の区分(63条)
権限又は事務の委任(64条)
主務省令(65条)
政令への委任(66条)

IX. 罰則

罰則(67条～77条)

附則

施行期日(附則1条)
準備行為(附則2条)
経過措置(附則3条、附則4条)
政令への委任(附則5条)
検討等(附則6条)

別表第一(利用範囲(9条)関係)

別表第二(提供制限(19条)関係)

IV. 特定個人情報の提供

1. 特定個人情報の提供の制限等

特定個人情報の提供の制限(19条)
収集等の制限(20条)

2. 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

情報提供ネットワークシステム(21条)
特定個人情報の提供(22条)
情報提供等の記録(23条)
秘密の管理(24条)
秘密保持義務(25条)

社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ(案)

(H25年通常国会法案成立・H28年利用開始)

2013年
(H25年)

2014年
(H26年)

2015年
(H27年)

2016年
(H28年)

2017年
(H29年)

番号法案提出

番号法整備法案提出

地方公共団体情報システム機構法案提出

内閣法等の一部を改正する法律案提出

法案成立

制度構築

政省令等の整備

番号通知

個人番号カードの交付

順次、個人番号の利用開始

【2016年1月から利用する手続のイメージ】

- 社会保障分野
・年金に関する相談・照会
 - 税分野
・申告書・法定調書等への記載
 - 災害対策分野
・要援護者リストへの個人番号記載
- ※ただし、事前に条例の手当てが必要

委員会同意

特定個人情報保護委員会設置

委員会同意

委員会規則

委員会同意

情報提供ネットワークシステム、マイ・ポータルへの運用開始

情報保護評価指針作成
(情報保護評価SWG⇒委員会)

特定個人情報保護評価の実施・承認等

情報提供ネットワークシステム等の監査

2017年1月より、国の機関間の連携から開始し、2017年7月を目途に、地方公共団体との連携についても開始

システム要件定義・調達

調査研究

工程管理支援業務

開発・単体テスト

総合運用テスト

システム構築

設計

広報・広聴

番号制度に関する広報・広聴

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
25. 5. 9 (木)	戸井田利夫	
25. 5. 13 (月)	中村武司	
25. 5. 16 (木)	萩原直幸	
25. 5. 20 (月)	堀越雄司	
25. 5. 23 (木)	前島義徳	
25. 5. 27 (月)	山川宏之	
25. 5. 30 (木)	吉田貴之	
25. 6. 3 (月)	秋池正江	
25. 6. 6 (木)	足立憲夫	
25. 6. 10 (月)	大久保匡志	
25. 6. 17 (月)	荻野正博	
25. 6. 20 (木)	笠原行男	
25. 6. 24 (月)	金子良光	
25. 6. 27 (木)	神山隆夫	
25. 7. 1 (月)	木藤久丹江	
25. 7. 4 (木)	黒須克仁	
25. 7. 8 (月)	高岡 洋	
25. 7. 11 (木)	高橋幸一	
25. 7. 18 (木)	武田 哲	
25. 7. 22 (月)	土屋政信	
25. 7. 25 (木)	中澤仁之	
25. 7. 29 (月)	中野敦夫	
25. 8. 1 (木)	中村文男	
25. 8. 5 (月)	濱野高志	
25. 8. 8 (木)	福島繁夫	
25. 8. 19 (月)	新井政雄	

*午後1時30分～4時00分

*原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応して下さい。
(相談があった場合は電話にてご連絡します。)

平成24年度 研修会受講整理票 (H24.4.1現在)

平成24年度の研修予定を取りまとめましたので、受講管理にご使用下さい。

◆ 全国統一研修会 (中央会場)

開催日	開催時刻	場所	テーマ	講師	受講時間	出席チェック
9月11日(火)		さいたま市大宮区ソニックシティ大ホール				
9月12日(水)						

◆ 全国統一研修会 (県別会場)

開催日	開催時刻	場所	テーマ	講師	受講時間	出席チェック
7月5日(木)		さいたま市大宮区ソニックシティ大ホール	事例に学ぶ、最近の法人税改正点と法人税重要項目の実務	税理士 小池 敏範 氏	5.5	

◆ 県連研修会

開催日	開催時刻	場所	テーマ	講師	受講時間	出席チェック
10月9日(火)		さいたま市大宮区ソニックシティ大ホール	法人税、消費税、その他	関東信越国税局担当官 等		
10月10日(水)			所得税、納税監察、資産税	関東信越国税局担当官		

◆ ブロック別研修会 (未定のブロックは所属支部の研修部長、事務局にお問い合わせください)

開催日	開催時刻	場所	テーマ	講師	受講時間	出席チェック
8月29日(水)		A 浦和・朝霞 B 大宮・上尾 大宮法科大学院大学2階講堂				
11月2日(金)	13:30~16:30	C 川口・西川口				
11月16日(金)	10:00~16:00	D 川越・所沢・東松山 川越東武ホテル		税理士 石山 昌一郎 氏		
11月6日(火)	13:00~17:00	E 秩父・熊谷・本庄・行田 ホテルガーデンパレス		税理士 岩下 忠吾 氏		
11月22日(木)	13:30~16:30	F 春日部・越谷 春日部市民文化会館 小ホール		税理士 笹岡 宏保 氏		

◆ 実務勉強会(協同組合開催分)

開催日	開催時刻	場所	テーマ	講師	受講時間	出席チェック

◆ 県連特別研修会

開催日	開催時刻	場所	テーマ	講師	受講時間	出席チェック
5月25日(金)	14:00~16:30	埼玉県税理士会館	メンタルヘルスと雇用契約 医療格差とセカンドオピニオン	社会保険労務士、行政書士 早坂 仁一 氏 ティーバック(株) 彌永 篤 氏	2.5	

◆ 税経研究所 問合せ先 048-643-1661 関東信越税理士会税経研究所まで

開催日	開催時刻	場所	テーマ	講師	受講時間	出席チェック	
4月12日(木)		大宮ソニックシティ国際会議室		税理士 山本 守之 氏	5.5		
4月16日(月)	10:00~16:30	ささや(上田)	税制改革の内容と方向・最近における 裁決、判決例が示す税の解釈基準		5.5		
4月23日(月)		ANAクラウン ラザホテル新潟			5.5		
6月5日(火)	13:30~16:30	水月ホテル(海外荘(上野))	最近の財政問題・課税問題	東京大学大学院教授 中里 実 氏	3		
7月30日(月)	13:30~16:30		最近の国際課税事件とその読み方	東京大学大学院教授 石黒 一憲 氏	3		
8月10日(金)	14:00~16:00		会社法の動向	東京大学大学院教授 神田 秀樹 氏	2		
9月4日(火)	13:30~16:30		企業会計をめぐる諸問題	早稲田大学大学院教授 辻山 栄子 氏	3		
10月29日(月)	13:30~16:30		民法の親族・相続(予定)	東京大学大学院教授 早川 眞一郎 氏	3		
11月22日(木)	13:30~16:30		租税関係(予定)	明治大学経営学部教授 水野 忠恒 氏	3		

4月19日(金)までに、支部事務局にご提出下さい。

◆支部等で受講した研修会にご利用ください。

FAX 521-9612

参考

平成24年度 関東信越税理士会熊谷支部の実施した研修結果報告書
(研修細則第11条による)

関東信越税理士会熊谷支部

月日	時間	科目	研修内容	講師	謝金額	会場	対象地域及び会員数	受講員数	受講率(%)
5月7日	1時間		DVD研修 武富士事件他	出演 品川芳宣氏		熊谷市公会堂			
8月7日	2時間		国税通則法	秋山典久先生		熊谷市公会堂			
9月7日	1時間		中東情勢について	元フェニシア大使 小野氏		熊谷市公会堂			
10月9日	1時間		市政報告会	熊谷市長 富岡清		熊谷市公会堂			
11月2日	3時間		東京一日研修	小泉龍司 衆院議員		衆議院会館			
12月13日	2時間		税理士法、中小企業支援法	関東経済産業局 工藤様		熊谷市公会堂			
1月15日	2時間		震災関連税制、農業青色申告	熊谷税務署 担当 官		熊谷市公会堂			
2月7日	4時間		確定申告研修	熊谷税務署 担当 官		熊谷市公会堂			
県北ブロック研修	4時間		消費税の仕入税額控除他	岩下忠吾先生		熊谷市公会堂			
11月6日									
9回	20時間					合計			

一、参加奨励のための具体的方策について

二、受講料等の会費徴収(その金額)について

研修責任者

曾根 和也

税理士会熊谷支部分掌機関所屬及び派遣税理士名簿

(敬称略五十音順)

平成25年4月1日

機関	総務部	業務部	経理部	綱紀監察部	会報部	制度部	税務支援助策部	調査研究部	
部長	寺山智久	福島泰彦	木本純二	石澤利一	水野敦史	堀越雄司	中野敦夫	森田正男	
副部長	大久保秀彦 吉留良平	清水茂昭	中村尚和	油井豊仁	林 正浩		林 正浩		
部 委 員 名	伊藤新吾 柿沼明男 小田部安彦 櫻井富美子 澤田勝利 嶋田洋一 高橋 鐵 富田秀昭 野本年信 灰野耕二 藤野佳子 堀野富士夫 三村万造 渡辺 保	相原信夫 井上征夫 荻野八郎 金井千尋 甲田嘉六 鈴木 昇 高橋信雄 高橋幸一 能見孟俊 萩原 篤 萩原直幸 龍前篤司 渡邊慶二		木本英男 田代充雄 福島 昭 本塚雄一郎	飯島賢二 大島孝夫 高橋勤二 長澤久雄 長谷部信行 藤元豊治 三村二郎 茂木信次	足立憲夫 新井重道 新井政雄 荒木茂人 石川利吉 市原忠男 大谷廣安 荻野 薫 黒瀬 進 高橋泰三 中村久三郎 橋本久夫 濱野高志	秋池正江 氏家健二 大久保匡志 大山 進 大山 亨 岡本祐一 神山隆夫 木藤久丹江 小暮隆史 小林 勇 小林拓人 近藤 博 相馬広明 戸井田利夫 中澤仁之 納見 宏 橋本則彦 蛭川高銳 松島宏明	松本一良 村田克也	石井喜浩 岩井恒夫 亀村昌雄 木村和吉 小林喜一郎 塚原昭二 山川宏之 横室英雄 渡辺雅江
部員数	17	15	2	6	10	14	23	10	
担当副支部長	寺山智久	小島周二	小野博行	椎沢邦夫	小野博行	中村敏行	椎沢邦夫	小野博行	

機関	青年部	女性部	研修部	広報部	情報システム部	福祉共済部	公益活動対策部	租税教育推進部	電子申告推進特別委員会
部長	前島義徳	山本文子	清水茂昭	長谷部好一	土屋政信	小林賢一郎	原 靖	高岡 洋	増田俊樹
副部長	福島繁夫	南 絹代	福島泰彦	小林賢一郎	増田俊樹	長谷部好一	吉田貴之		
部	氏家健二 大久保秀彦 木本純二 小島久幸 小田部安彦 小林賢一郎 小林拓人 高橋幸一 中澤仁之 中村尚和 長谷部好一 林 正浩 蛭川高鋭 福島泰彦 水野敦史 村田克也 森戸 裕 吉田貴之 吉留良平	秋池正江 柿沼和歌枝 金井千尋 木藤久丹江 櫻井富美子 須永栄子 染谷美美子 藤野佳子 南 絹代 渡辺雅江	柿沼和歌枝 金子治夫 染谷美美子 戸井田浩 中村武司 林 法政 藤井一雄 前嶋修身 水野利男 山本文子	新井 叶 萩野正博 柴崎 健 清水 武 鈴木康夫 西田政隆 武藤伸悟 安原 猛 横村义彦	姉崎正一 小野澤克則 笠原行男 黒須克仁 小島久幸 前島義邦 山崎浩成 吉橋 徹	天笠裕司 伊東修二 内田守一 中村文男 南 絹代	石澤利一 江森 武 大谷宏一 須永栄子 曾根邦夫 武田 哲 角田房司 陸名久好	飯島賢二 大谷宏一 小田部安彦 神田福男 戸井田利夫 中澤仁之 蛭川高鋭 福島繁夫 村田克也 森戸 裕	氏家健二 大久保匡志 金子良光 木島重雄 小林拓人 土屋政信 中村尚和 山崎浩成
部員数	21	11	12	11	10	7	10	11	9
当副支部長	寺山智久	桃沢邦夫	曾根和也	曾根和也	橋本泰久	小島周二	橋本泰久	曾根和也	橋本泰久

東部地区 30名

地区委員長 村田克也

氏名	住所	電話番号	FAX番号
天笠裕司	熊谷市筑波3-67 パレスクラシーゼ302	524-0296	254-0323
飯島賢二	〃 問屋町2-4-18 情報センタービル2F	528-2192	528-2193
石井喜浩	〃 太井2072	522-0988	522-8126
石川利吉	〃 久下2-70	525-4923	528-5095
市原忠男	〃 上之3187-9	521-4060	524-1094
岩井恒夫	〃 筑波3-36	523-1559	522-8271
小野博行	〃 久下4-58	525-9755	525-9755
桃沢邦夫	〃 久下3-198	080-1042-9208	528-0136
木島重雄	〃 中西2-7-31	522-0064	523-8007
甲田嘉六	〃 佐谷田102-1	523-5723	523-5723
小島久幸	〃 中西2-1-10	526-4133	526-4133
櫻井則彦	〃 上之1307-2	525-0804	525-0804
嶋田洋一	〃 中西2-6-14	522-1903	522-1901
清水 武	〃 上之3108-5	523-3300	523-3391
清水茂昭	〃 上之3108-5	523-3300	523-3391
鈴木 昇	〃 筑波1-55	527-7020	527-7021
高橋泰三	〃 上之2068	525-3500	525-3501
高橋勤二	〃 上之2068	525-3500	525-3501
田代充雄	〃 銀座3-97-2	521-1094	525-6437
中村尚和	〃 問屋町2-4-18 情報センタービル2F	528-2190	528-2193
能見孟俊	〃 筑波1-195	524-7272	524-7273
橋本久夫	〃 銀座5-2-1	522-4744	526-3520
増田俊樹	〃 銀座3-114 ノアーズアークビル2F	529-7585	529-7484
松本一良	〃 上之11-7	522-5557	522-5557
村田克也	〃 上之714-2	501-5001	700-3048
森田正男	〃 銀座3-114 ノアーズアークビル	529-7585	529-7584
山崎浩成	〃 上之2127-3	529-7220	529-7221
陸名久好	〃 銀座6-1-34-1	580-7601	580-7602
龍前篤司	〃 中西2-7-31	522-0064	523-8007
渡邊慶二	〃 上之498-3	524-3328	524-3625

北部地区 31名

地区委員長

吉田貴之

氏名	住所	電話番号	FAX番号
姉崎正一	熊谷市上川上577-1	529-7480	529-7481
井上征夫	〃 下奈良561-23	523-0665	523-0665
大島孝夫	〃 箱田7-5-13	521-6041	521-6816
柿沼明男	〃 中奈良676-3	525-1591	
亀村昌雄	〃 箱田6-12-11	523-7169	523-6790
金子治夫	〃 肥塚392-2	524-3861	580-3170
神田福男	〃 飯塚1582	577-8218	588-2545
木本英男	〃 中央3-108	525-7188	525-5190
木本純二	〃 中央3-108	525-7188	525-5190
小田部安彦	〃 肥塚887-6	526-5874	523-7525
小林 勇	〃 中央2-46	521-6411	520-3032
小林拓人	〃 中央1-77	521-0437	522-1191
櫻井富美子	〃 箱田2-2-8	521-0334	521-4506
澤田勝利	〃 妻沼東3-78-1	589-0987	589-0987
鈴木康夫	〃 肥塚586-13	525-9339	527-3157
須永栄子	〃 肥塚887-6	526-5874	523-7525
戸井田浩	〃 西野534-4	588-2751	588-7160
戸井田利夫	〃 上根613	567-3210	567-3210
長澤久雄	〃 中西1-7-1	522-1866	524-5188
中村武司	〃 上中条1007-3	594-6858	594-6857
萩原直幸	〃 中央1-77	521-0437	522-1191
橋本泰久	〃 中央1-206	580-3840	580-3841
藤井一雄	〃 下奈良67-4	522-3329	522-3329
堀越雄司	〃 弥藤吾48 昭和ビル3F	588-1229	588-6158
前嶋修身	〃 中央1-218	526-0811	524-8522
前島義邦	〃 上中条1017	523-6436	523-6830
前島義徳	〃 上中条1017	523-6436	523-6830
山川宏之	〃 肥塚887-6	526-5874	523-7525
油井豊仁	〃 肥塚477-4	525-3873	525-3873
吉田嘉高	〃 箱田2-2-8	521-0334	521-4506
吉田貴之	〃 箱田2-2-8	521-0334	521-4506

深谷地区 33名

地区委員長

小暮隆史

氏名	住所	電話番号	FAX番号
秋池正江	深谷市宿根499-2	598-8260	598-8261
足立憲夫	〃 栄町14-22	594-7791	594-7784
内田守一	〃 稲荷町1-9-46	572-5110	573-7328
大久保匡志	〃 稲荷町2-14-5	598-3522	598-3523
荻野 薫	〃 上野台203	571-5541	573-3870
荻野正博	〃 上野台203	571-5541	573-3870
笠原行男	〃 栄町14-22	594-7791	594-7784
金子良光	〃 中瀬825-2	587-2971	587-2971
神山隆夫	〃 東方3390-3	532-8555	050-3730-4438
木藤久丹江	〃 深谷町9-1	573-5045	551-5556
黒須克仁	〃 上柴町東5-15-20 関口ビル2F	575-5755	575-5733
小暮隆史	〃 中瀬112	587-2416	587-2254
高岡 洋	〃 上野台3380-5	571-8981	571-9360
高橋 鐵	〃 上柴町西4-17-3	571-4619	571-8158
高橋信雄	〃 天神町2-50	572-3489	573-1345
高橋幸一	〃 天神町2-50	572-3489	573-1345
武田 哲	〃 稲荷町1-9-46	572-5110	573-7328
塚原昭二	〃 稲荷町1-10-8	571-0398	571-7896
土屋政信	〃 本住町10-6	571-1173	574-1479
角田房司	〃 稲荷町1-2-4	571-3434	571-3434
寺山智久	〃 東方町2-25-7	571-2821	572-4554
中澤仁之	〃 稲荷町2-4-38	574-9360	574-9360
中野敦夫	〃 西島町2-13-11	571-2332	571-0867
中村久三郎	〃 上野台205	571-2540	571-2541
中村文男	〃 上野台205	571-2540	571-2541
中村敏行	〃 仲町7-21	572-4564	573-5710
灰野耕二	〃 上柴町西5-12-6	572-0883	573-0705
萩原 篤	〃 田所町13-30	573-0025	573-0026
濱野高志	〃 東方町2-25-7	571-2821	572-4554
福島 昭	〃 桜ヶ丘220	571-8242	571-8994
福島繁夫	〃 桜ヶ岡220	571-8242	571-8994
藤元豊治	〃 国済寺113-5	571-6068	571-6068
横村又彦	〃 樫合371	571-2035	571-3149

大里地区 9名

地区委員長 小林賢一郎

氏名	住所	電話番号	FAX番号
新井 叶	深谷市武蔵野3097	584-2071	584-0127
新井政雄	〃 武蔵野2277-1	584-6488	584-6501
黒瀬 進	寄居町寄居370-5	581-3623	580-1204
橋本則彦	〃 寄居1238-4	586-1556	586-1561
小林喜一郎	深谷市岡2596	585-2527	585-1125
小林賢一郎	〃 岡2596	585-2527	585-1125
南 絹代	〃 岡1895-1	585-0155	585-0155
山本文子	寄居町赤浜773-1	582-3115	582-3314
吉橋 徹	〃 寄居1456-12	594-7109	594-7119

準会員 3名

氏名	住所	電話番号	FAX番号
飯島寛祐	東京都立川市柴崎町3-10-10	042-525-4584	042-525-7850
大久保毅	行田市長野2-29-33	048-556-6195	048-553-0171
蛭川俊也	鴻巣市宮地5-11-5	048-543-1692	048-543-1841

税理士法人

税理士法人名	税理士	電話番号	FAX番号
税理士法人第一経営熊谷事務所	荒木茂人	533-8354	533-8336
	柿沼和歌枝	〃	〃
税理士法人武蔵経営	龍前篤司	522-0064	523-8007
	木島重雄	〃	〃
MMG税理士法人	本塚文雄	522-1857	521-7007
	本塚雄一郎	〃	〃
税理士法人武田事務所	武田 哲	572-5110	573-7328
	内田守一	〃	〃
さくら税理士法人	森田正男	529-7585	529-7584
	増田俊樹	〃	〃
税理士法人せいえん事務所	笠原行男	594-7791	594-7784
	足立憲夫	〃	〃
税理士法人東京さくら会計事務所	氏家健二	528-6630	528-6604
M'S パートナー税理士法人熊谷事務所	松島宏明	580-3271	580-3271
税理士法人新井会計事務所	新井 叶	584-2071	584-0127
税理士法人西田経理事務所	西田政隆	522-1402	525-8035
	吉留良平	〃	〃
税理士法人T&S灰野税理士事務所	灰野耕二	572-0883	573-0705
PDC税理士法人	萩原直幸	521-0437	522-1191
	小林拓人	〃	〃
吉田・櫻井税理士法人	吉田嘉高	521-0334	521-4506
	吉田貴之	〃	〃
	櫻井富美子	〃	〃
税理士法人曾根会計事務所	曾根和也	523-9814	522-7953
塚原・小林税理士法人	塚原昭二	571-0398	571-7896
税理士法人大久保会計熊谷事務所	大久保秀彦	0493-39-0555	0493-39-0555
エヌケイ税理士法人	能見孟俊	524-7272	524-7273

支部会員 159名 準会員 3名 税理士法人 17 (27名)
 熊谷支部事務局〒360-0041熊谷市宮町2-144 コーポピアネーズ203
 TEL521-3312 FAX521-9612

日時 平成 25 年 4 月 8 日 (月)
9 時 30 分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 署内レイアウトの変更について

(総務課)

(2) e-Tax の普及及び定着について

(総務課)

(3) 関与先名簿等の提出依頼について

(総務課)

(4) 平成 24 年分申告所得税及び消費税の口座振替日について

(管理運営部門)

申告所得税第 3 期分 平成 25 年 4 月 22 日 (月)

消費税 (個人事業者) 平成 25 年 4 月 24 日 (水)

(5) 「法定調書合計表」の未提出者に対する督促について

(管理運営部門)

(6) 早期納付指導と納付困難者への早期納付相談のお願いについて (徴収部門)

(7) 教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度について

(資産課税部門)

別添「祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」参照

祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし

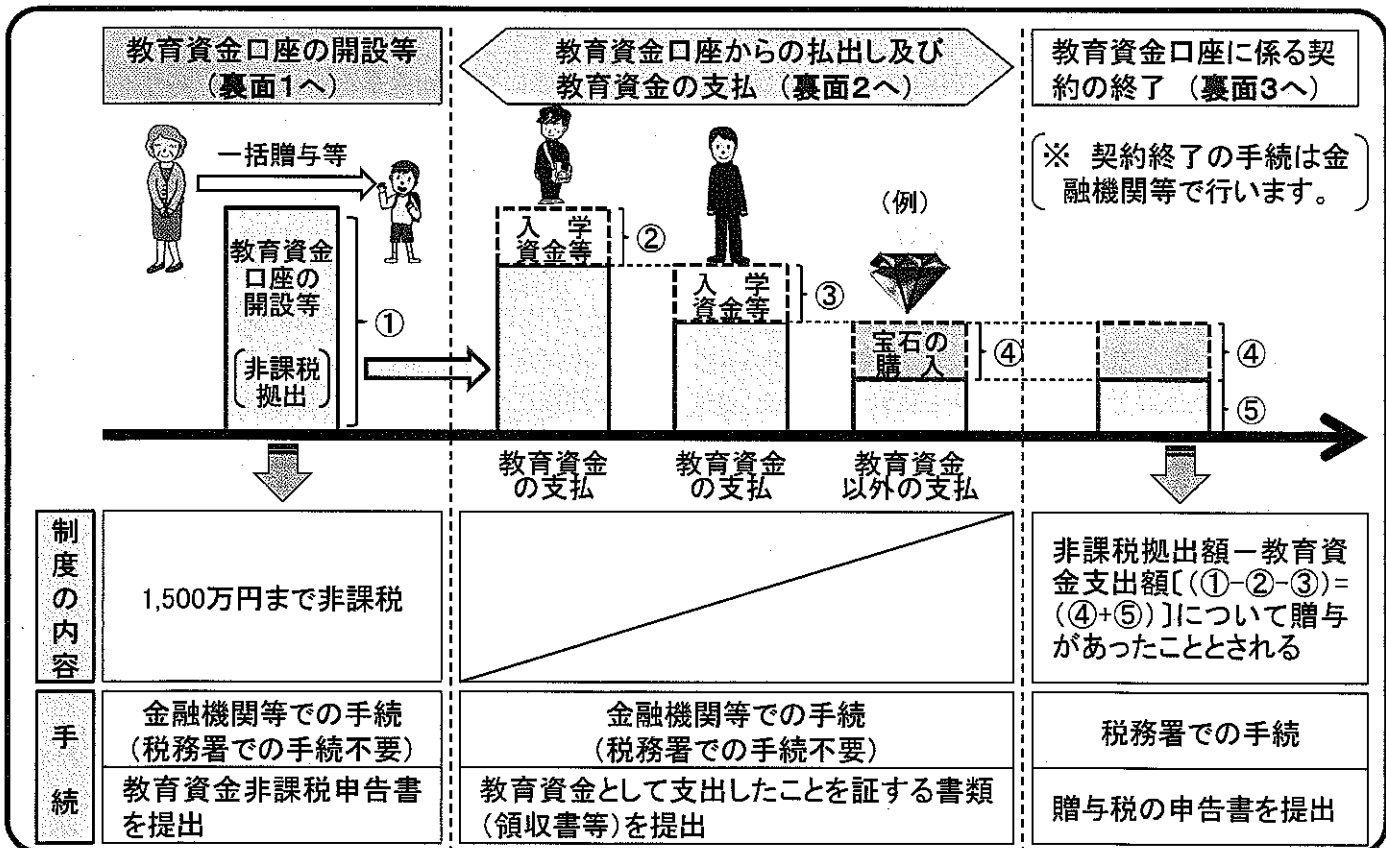
制度の概要

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、個人（30歳未満の方に限ります。以下「受贈者」といいます。）が、教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（祖父母など）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合（以下、これら①～③の場合を「教育資金口座の開設等」といいます。）には、これらの信託受益権又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

その後、受贈者が30歳に達するなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拋出額※1から教育資金支出額※2（学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額があるときは、その残額がその契約が終了した日の属する年に贈与があったこととされます。

※1「非課税拋出額」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額（1,500万円を限度とします。）をいいます。

※2「教育資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、教育資金として支払われた事実が領収書等により確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます。



- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】において、贈与税に関する情報を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。なお、お分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。
- ※ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等）を希望される方は、待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

平成25年4月



税務署

この社会あなたの税がいきている

裏面もご覧ください